募集要項

大阪府岸和田警察署が行う自動販売機設置事業者の募集

大阪府岸和田警察署が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加する者は、この募集要項をよく読み、次の各事項を承知の上、申し込むこと。

１　施設名及び所在地

施設名　大阪府岸和田警察署

所在地　大阪府岸和田市作才町一丁目１番３６号

２　募集案件

自動販売機

３　募集案件情報

物件番号	建物名	場　　所	区　　分	面　　積	台数	最低年額使用料	位置
岸警－01	本署	１階 ホール	乳飲料	面積0.9㎡ （幅1.00m、奥行き0.90m）	１台	17,300円（税抜） 19,030円（税込）	図１

注：　許可面積には、耐震用の脚及び空き缶等の回収ボックス等の面積を含まない。

なお、耐震用の脚及び空き缶等の回収ボックス等の設置に係る使用許可申請は、募集物件の使用許可申請に含まれるものとする。

４　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

(1)　次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産者で復権を得ない者

キ　大阪府の指名停止措置を受けている者又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分(違法又は不適当な行為によるものである場合に限る)を受けている者

(2)　次のアからクまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後２年を経過した者を含む。）

ア　大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者

カ　前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者

キ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

ク　公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受け

ている者

⑶　法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込あること。

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号から第４号まで又は第６号の規定に該当しない者

⑸　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者

⑹　府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近１事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

⑺　公告日から過去３年の間に官公庁または事業所等で継続して１年以上自動販売機を設置した実績を有する者

⑻　官公庁において行政財産の使用許可を受け、当該許可に関し取消処分を受けていない者

５　募集条件等

⑴　使用料等

ア　使用許可の期間

使用許可の期間は、令和９年４月１日から令和14年３月31日までの間とする。

イ　使用料

(ｱ)　大阪府が設定する最低使用料以上で申込みのあった者のうち、最高の応募価格に100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）をもって使用料とする。

(ｲ)　消費税率及び地方消費税率に変更があった場合は、それに基づき使用料を変更することとする。

(ｳ)　応募価格は、最低年額使用料以上の年額使用料を100円単位（税抜き）で表示すること。

(ｴ)　使用料は各年度毎に、大阪府の発する納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入すること。

(ｵ)　許可期間中に自動販売機設置事業を撤退した場合、既納の使用料の還付は行わない。ただし、特別な理由があるときは、その全部又は一部を返還することができるものとする。

ウ　その他必要経費等

(ｱ)　大阪府岸和田警察署自動販売機の設置に必要な各種手続きに要する費用

(ｲ)　機器を設置するために必要な全ての費用

(ｳ)　自動販売機が使用する電気量等を計るための子メーターの設置（各機器ごと）に係る費用

(ｴ)　光熱水費は事業者の負担とし、大阪府の指定する期限までに全額を納入すること。

⑵　使用上の制限

次のアからシまでのことを遵守すること。

ア　使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。

イ　使用期間中に４－⑶にかかる許認可等の取消しを受けないこと。

ウ　営業の権利を第三者に譲渡してはならないこと。ただし、大阪府が認めた場合はこの限りではない。

エ　営業の権利を第三者に転貸してはならないこと。

オ　物品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、庁舎管理者の指示に従うこと。

カ　許可された庁舎内に立入る際は、制服及び名札を着用する等許可者であることが容易に判別できる服装とし、事前に庁舎管理者に示し、承認を受けるものとする。

キ　酒類の販売は行わないこと。

ク　販売商品について、当該庁舎管理者の要望に合ったものとなるよう、常に品質、品目の管理をするものとし、庁舎管理者から要望があった場合には、可能な限り即座に対応するものとする。

ケ　販売品目及び販売価格については、事業者が任意で定めることとなるが、事前に書面により庁舎管理者の承認を得るものとする。ただし、募集時に提出する様式４の記載内容と逸脱する品目や価格設定は認められないので注意すること。

コ　同一庁舎内で同一業者が複数の自動販売機を設置する場合は、品目が重ならないように努めること。

サ　販売品は、国産であること（ミネラルウォーター類を除く）。ただし、庁舎管理者の承認を得た場合はこの限りでない。

シ　販売品目は次に示すとおりとし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

物件番号	販売品目の条件
岸警－01	自動販売機1台で販売する商品は、紙パックの牛乳、コーヒー牛乳等を含み、他は紙パック製品又はチルドカップ製品の飲料とすること。

⑶　維持管理責任

次のアからカまでのことを遵守すること。

ア　商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ　自動販売機に併設して、原則として自動販売機１台に１個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

エ　備付け設備等は善良な管理者の注意をもって維持管理すること。特にトラッキング現象の防止に留意し、万一損害が生じた場合は設置事業者の責任において処理すること。

オ　自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

カ　自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。
　また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

⑷　原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、原則許可期間内に原状回復すること。
なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

６　参考データ

既設自動販売機の売上げ状況

物件番号	令和７年１月～令和７年１２月の販売数
岸警－01	3,664本

７　応募申込手続き

⑴　申込方法（次のとおり応募用紙を持参するものとする。）

申込受付期間　令和８年11月13日（金）から令和８年12月14日（月）まで
【午前10時～正午、午後１時～午後５時】
なお、土曜日、日曜日、祝日、大阪府の休日及び上記時間外は受付を行わない。

提出先　大阪府岸和田市作才町一丁目１番３６号　大阪府岸和田警察署　会計課

⑵　必要な書類（各１部　ア～オの各様式は、該当ページをＡ４用紙に印刷して使用すること。）

ア　自動販売機設置事業者応募申込書（様式１）

イ　誓約書（様式２－１）（様式２－２）

ウ　役員名簿（様式３）

注：　法務局が発行する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている全役員を記載すること。個人の場合は、代表者のみを記載すること。

エ　販売品目（様式４）

オ　事業概要等

カ　前記４の⑺にかかる契約実績を確認できる書類

キ　設置予定機器のカタログ等（写しでも可）

⑶　その他

ア　上記、応募書類等に代表者印等の押印は不要である。

イ　上記、応募書類等は必ず封筒に入れ、とじ目を塞ぐこと。

ウ　郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

エ　提出書類の修正箇所に訂正印が無い場合は、無効とすることがある。

８　事業者の決定等

⑴　設置事業者の選定

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とする。

⑵　設置事業者の決定

設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、大阪府が設定する最低使用料以上で最高の応募価格で申し込みを行った者とする。

注：１　最低使用料未満の価格での応募は無効となる。
　　なお、最高価格の応募が２者以上ある場合は、当該応募者立会のもと、くじにより選定する。
　　２　販売品目の売値等は審査の対象としない。

⑶　設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府警察ウェブサイトに事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載する。

⑷　その他

設置事業者の決定は、令和９年２月１日（月）の予定である。

９　使用許可申請の手続き

⑴　方法等

設置事業者に決定した者は、次の期間内に提出書類を持参すること。

手続き期間　令和９年２月１日（月）から令和９年２月12日（金）まで

【午前10時～正午、午後１時～午後５時】

なお、土曜日、日曜日、祝日及び上記時間外は受付を行わない。

提出先　大阪府岸和田市作才町一丁目１番３６号　大阪府岸和田警察署　会計課

⑵　提出書類

登記事項証明書、住民票及び納税証明書は発行後３ヶ月以内のものとすること。

ア　法人個人共通

・　行政財産使用許可申請書

・　府税事務所等が発行する納税証明書「府税（全税目）及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないことの証明書」

イ　法人の場合

・　税務署が発行する納税証明書「その３の３（法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書）」

・　法務局が発行する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ　個人の場合

・　税務署が発行する納税証明書「その３の２（所得税及び復興所得税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書）」

・　住民票（個人番号記載のないもの）の写し

10　設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

⑴　正当な理由なくして、指定する期限までに使用許可の手続きに応じなかった場合

⑵　設置事業者が応募者の資格を失った場合又は、４－⑶にかかる許認可等を得られなかった場合

11　その他

⑴　使用許可の手続きに関する一切の費用については、予定事業者の負担とする。

⑵　機器設置のための営業許可等を取得する等、当該行政財産使用許可期間中に、未設置の期間が生じても、提案された年額使用料を納付することになる。

⑶　本募集要項に定める使用許可期間内に自己都合等により使用許可を辞退した場合は、次回実施する同施設での自動販売機の設置に係る公募参加資格を失う。

募集に関する問合せ先

大阪府岸和田警察署　会計課　担当：髙橋

電話：０７２－４３９－１２３４（代表）　（内線）２３２

様式１

自動販売機設置事業者応募申込書

物件番号	岸警－01

１　応募施設名等
施設名　大阪府岸和田警察署
所在地　大阪府岸和田市作才町一丁目１番３６号

２　応募物件

建物名	場　　所	区　　分	面　　積	台数
本署	１階ホール	乳飲料	面積0.9㎡　(幅1.00m、奥行き0.90m)	１台

３　応募価格（提案使用料）

００円	最低年額使用料　17,300円

注：１　応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を設定してください。
２　応募価格は、100円単位（税抜き）で記入してください。
応募価格（税抜き）に100分の110を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
なお、消費税率及び地方消費税率に変更があった場合は、それに基づき使用料を変更することとします。
３　金額はアラビア数字で記入してください。
４　初めの数字の頭に￥を入れてください。

４　添付書類
(1)　誓約書（様式２－１）（様式２－２）
(2)　役員名簿（様式３）
(3)　販売品目（様式４）
(4)　事業概要等
(5)　契約（許可）の実績を確認できる書類（募集要項４－(7)関係）
(6)　設置予定機器のカタログ

大阪府岸和田警察署長　殿
募集要項の各条項を承知の上、上記のとおり申し込みます。

令和　　年　　月　　日

住　　所
氏　　名
（法 人 名
代表者名）

連絡先	担当者氏名	
	電 話 番 号	
	ＦＡＸ番号	

様式２－１

誓　約　書

私は、大阪府岸和田警察署が実施する自動販売機設置事業事業者の募集の申込みにあたり次の事項を誓約します。

１　応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。

２　自動販売機設置事業事業者募集要項の「４　応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

３　自動販売機設置事業事業者募集要項の各号に掲げられている事項及びこれに基づく庁舎管理者の指示等に対し、遵守できない場合は、当該行政財産の使用許可を取り消されても不服を申し立てません。

４　自動販売機設置事業事業者の決定に関して、大阪府警察ウェブサイトに決定金額及び事業者の名称を掲載することに同意します。

令和　　年　　月　　日

大阪府岸和田警察署長　殿

住　　所
（所在地）
氏　　名
（法 人 名
代表者名）

様式２－２

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを〇で囲んでください。

１　私は、大阪府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
２　私は、大阪府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
３　私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
４　私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府岸和田警察署長　殿

令和　　年　　月　　日

申請者
住　　所
（所在地）
氏（フリガナ）　名
（法人名）
（代表者名）

生年月日

共有予定者
住　　所
（所在地）
氏（フリガナ）　名
（法人名）
（代表者名）

生年月日

共有予定者
住　　所
（所在地）
氏（フリガナ）　名
（法人名）
（代表者名）

生年月日

様式3

役　員　名　簿

法人名	所在地	役職名	フリガナ 氏　　名	性別	生年月日

注：法務局が発行する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている全役員を記載すること。
なお、個人の場合は、代表者のみを記載すること。

様式4

販 売 品 目

物件番号	岸警－01

メーカー名	商 品 名	規 格	定 価	売 値	備 考

注:1 この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格、定価(税込)、売値(税込)を記載する。
2 応募者が設置を希望する自動販売機のカタログを必ず添付すること。

住　　所
氏　　名
(法 人 名
代表者名)

募集物件配置図

図	1

大阪府岸和田警察署　本署1階

